

令和7年6月25日
神戸税関

お知らせ

令和7年7月1日より、当関業務部の担当事務及び執務場所等を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1. 業務部の担当事務の変更

本関業務部における担当事務を以下のとおり変更します。

担当事務		変更前	変更後
○輸出通関業務に関する総括事務 ○輸出貨物等に係る証明書交付	部門名	通関総括第1部門	輸出総括部門
	電話番号	078-333-3086	078-333-3153
	FAX番号	078-333-3187	078-333-3187
○輸出貿易管理令に関すること (ワシントン条約関係を除く)	部門名	通関総括第3部門	輸出総括部門
	電話番号	078-333-3155	078-333-3153
	FAX番号	078-333-3187	078-333-3187
○包括保険扱い申請書の受理	部門名	通関総括第2部門	通関総括第1部門
	電話番号	078-333-3066	078-333-3086
	FAX番号	078-333-3187	078-333-3187
○事後調査の結果に基づく修正申告に関する事務(注1、2)	部門名	特別審査官 (第2担当)	各通関担当部門
	電話番号	078-333-3153	-
	FAX番号	078-333-3187	-

(注1) 本関業務部(3A)に当初申告された申告に限る。

(注2) 令和6年6月30日以前に修正申告の申出をしたものは、引き続き特別審査官(第2担当)にて対応。

2. 業務部の執務場所等の変更

本関業務部における執務場所等を以下のとおり変更します。なお、執務場所の変更に伴う電話番号の変更はございません。

部門名		変更前	変更後
原産地調査官	執務場所	本館 2 階南側事務室	旧館 1 階北側事務室
	F A X 番号	078-333-3169	078-333-3147
税関相談官	執務場所	旧館 1 階北側事務室	旧館 1 階南側事務室
	F A X 番号	078-333-3147	078-333-3166
知的財産調査官	執務場所	旧館 1 階南側事務室	本館 2 階南側事務室